

# 令和元年度 第2回江南市都市計画審議会 議事録

1. 日時 令和元年10月30日（水） 午前10時～午前11時
2. 場所 江南市役所3階 第3委員会室
3. 委員 出席委員13名  
(片山裕之、石原資泰、岡本英明、高橋政稔、加藤幸治、安達秀正、伊藤由香、今村洋一、小椋雅江、倉知正憲、野田智子、松永金次郎、藤岡和俊)

## 4. 資料

- 資料1 議題(1)尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（付議）
  - ・尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について
- 資料2 その他(1)指定から30年を経過する生産緑地地区について
  - ・指定から30年を経過する生産緑地地区について

## ■会長あいさつ

## ■市長あいさつ

- 議題(1) 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（付議）  
(事務局)～資料1に基づき説明～

(委員) 今後、指定から30年を経過する生産緑地が増えるということで、買取申出をするか指定を延長するかなどの様々な場合が出てくるかと思いますが、市として方針を定める予定はしているのでしょうか。

(事務局) 令和4年12月に指定から30年を経過する生産緑地が大量に発生することから、今年度、所有者の方にアンケートを取らせていただきました。その状況等をその他(1)「指定から30年を経過する生産緑地地区について」の中でお話する予定です。

(会 長) 議題(1)「尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について」ご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(会 長) 全会一致で原案のとおり可決とします。

■議題(1) 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について(答申)

■市長あいさつ

●その他(1) 指定から30年を経過する生産緑地地区について

(事務局) ~資料2に基づき説明~

(委 員) アンケートの具体的な内容についての説明がありませんでしたが、こういった内容を聞かれたのですか。

(事務局) 項目としては、所有している生産緑地を全て特定生産緑地の指定を希望しているのか、買取申出を希望しているのか、所有している生産緑地の一部を特定生産緑地の指定を希望しているのか、特定生産緑地には指定しないが生産緑地の状態でしばらく所有していたいのか、今はまだ決めきれていないのか、という項目を設けてアンケートを実施しました。

(委 員) 生産緑地の一部を指定とありましたが、どのようにして面積を算出したのですか。

(事務局) 所有している生産緑地の一部指定を希望する方には、どの生産緑地を指定してどの生産緑地を指定しないといった回答をいただいています。

(委 員) 本番の申出についてはこれからということですか。

(事務局) そうです。指定から30年を経過する日付を基準とし、まとめて指定する予定です。実際に指定の手続きをする際に、複数の所有者で構成されている生産緑地については、所有者毎で指定の意向が異なる場合も想定されます。そうなった場合、違う生産緑地と組み合わせての指定も検討しなければなりません。また、指定に必要な面

積を満たしていない生産緑地については、強制的に解除になってしまう場合もあります。今回のアンケートではそういった状況がどれくらい起こるのかといったことを把握することも目的としています。生産緑地の指定面積については、現在では合計 500 m<sup>2</sup>以上となっていますが、生産緑地法の改正により、市町村の条例で定めることで合計 300 m<sup>2</sup>以上に指定面積を下げるができるようになりました。市街化区域内にある農地を今後どういったように利用していくべきかを総合的に検討し、必要であれば条例を制定して指定面積を下げることや、生産緑地の再指定についても今後検討しなければならない課題となってきています。

(委員) 制度の趣旨としては、所有者の申出では無く、市町村長が必要とするものについて特定生産緑地に指定するというものになっています。本来は市がどこを特定生産緑地とするのかなどの方針を立て、所有者に同意を得ることが法制度の趣旨になるのではないかと思います。しかしながら、趣旨はそうであっても、所有者の意向が大切で、アンケートにて意向を聞くといったことになったかと思えます。それを実現するために都市計画審議会で議論することになるかと思えますが、どれを指定するのかについては、情報や道筋が何も無い状況では議論が進まないという問題が起こることも予想されます。所有者の希望通り指定するしかないという状況になってしまうと、そもそも制度の趣旨と異なることになってしまうのではないかと思いますし、都市計画審議会の意味が無くなってしまいます。何らかの方針を事前に持つべきなのではないかと思えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局) 今はアンケートといった形で、どのような意向となっているのかということ把握することを目的としています。また、平成 29 年度より立地適正化計画の作成を進めており、市街化区域内に居住を誘導する区域を設定し、誘導していくという方針を示しています。江南市は市街化区域の面積が非常に狭いという特性がありますので、市街化区域内に居住を誘導していくためには、空き家対策などの都市のスポンジ化に対応した施策も大切になりますが、市街地に存在する生産緑地を宅地造成ための土地として考えていくことも検討しなければなりません。市としては、居住の誘導を行いたいという思いはありますが、緑地の保全といった趣旨を示されている特定生産緑地とどのように整合していくのかについては、もう少しお時間を頂いて方針を決めていきたいと思えます。

(委員) 市街化区域が狭いといったなかで、居住誘導区域に人を集めていくことを示さなければならなくなります。居住誘導区域内の生産緑地は極力宅地化を進め、居住誘導

区域以外の生産緑地は逆に緑として残した方がいいのかなと思います。そういった方針であれば立てやすいのではないかなと思いますが、江南市は市域全体的に人が居住していますので、恐らく簡単では無いだろうと思います。どこの市町もそうですが、立地適正化計画における居住誘導区域はおおよそ市街化区域と合わせるしかない印象です。逆に江南市の特徴を維持するのであれば、できるだけ特定生産緑地に指定するなど、そういった方針を持って都市計画審議会などでは答弁された方が、この制度の趣旨と合っていると思います。指定が望ましくない地区はほぼ無いものとして、できるだけ特定生産緑地で指定していきたいという方針が先に出せると良いのかなと思います。また、農地として明らかに管理がされていないものについては、個別に指導をすることなどが考えられると思います。何らかの検討をして、方針を出していただいた方が良いと思いました。

(会 長) どういったアンケートをとられたのかということ資料に示していただいた方が更に分かりやすかったのかなと思いました。次回以降は気をつけてもらえばと思います。

■令和元年度第2回江南市都市計画審議会終了

(事務局) 令和元年度第3回江南市都市計画審議会は、令和2年1月に開催予定